

(別添)

平成22年8月
林業・木材製造業労働災害防止協会

林業における死亡災害増加に対する緊急対策

1 趣旨

平成22年の林業における労働災害の死亡者数は、1月から6月までですでに27人(速報値)となっており、同21年に比して5人増加する状況となっている。このままで推移すると、今年度の林業の労働災害の死亡者数は、「林業労働災害防止計画」の目標である年間40人以下を達成し得ないどころか、大幅な増加が懸念され、非常に憂慮すべき事態となっている。

このため、これ以上死亡災害を出さないよう歯止めをかけるため、緊急対策を実施するものとする。

2 緊急対策期間

平成22年8月～10月

3 重点取組課題

死亡災害の多発に歯止めをかけるため、特に、

- ① 伐木作業、特に間伐作業における安全な作業手順の遵守
 - ② 高年齢労働者への労働災害防止対策の徹底
 - ③ 未熟練労働者への安全衛生教育と熟練労働者への再教育の徹底
- の3点を重点取組課題とする。

4 具体的実施事項

(1) 本部(安全管理士を含む)及び支部は、次の事項を行う。

- ア 会長名による緊急要請
- イ 安全巡回指導の迅速かつ計画的な実施
- ウ 情報誌「林業安全」、協会ホームページへの緊急要請文の掲載による広報
- エ 都道府県労働局、森林管理局、都道府県、林業関係中央団体に対する協力要請
- オ 支部が実施する緊急対策会議、現場パトロール等への安全管理士のサポート

カ 実施した対策の取りまとめ

(2) 会員は、次の事項を行う。

ア 経営トップによる現場安全パトロールと事業場の一斉自主点検の実施

イ 「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守の徹底

ウ 「林業労働災害防止計画」における特別重点事項及び重点事項の徹底

エ 高年齢労働者に対する適切な作業管理と労働災害防止対策の徹底

オ 労働者の熟練度に応じた安全衛生教育の徹底

(3) 死亡災害多発支部（＝北海道、岩手県）は、次の事項を行う。

ア 分会長、支部役員、関係行政機関による緊急労働災害防止対策会議等の開催

イ 緊急安全パトロールの実施

平成22年8月

会員各位

林業・木材製造業労働災害防止協会
会長 並木 瑛 夫

林業における死亡災害増加に伴う緊急要請

本年に入り林業における労働災害で、6月末日現在、すでに27人（速報値）の尊い生命が失われており、これは平成21年の同期に比べて5人増加という極めて憂慮すべき事態となっています。

このままで推移しますと、今年度の林業の労働災害による死亡者数は、「林材業労働災害防止計画（5か年計画）」の目標である年間40人以下を達成し得ないどころか、大幅な増加も懸念されるところであります。

死亡災害は、亡くなられた被災者やその家族にとって大変不幸なことであり、また事業場にとっても経験知識を積んだ貴重な労働力が失われることとなります。

労働者の安全と健康の確保は、企業経営における最重要事項であり、経営トップ自らが強いリーダーシップを発揮し、率先して安全衛生活動に取り組むことが重要であります。

これ以上労働災害を起こさないため、会員の皆様におかれましては、経営トップが先頭に立ち自主的な労働災害防止活動を強化し、下記事項を速やかに実施されるよう要請いたします。

記

- 1 経営トップによる現場安全パトロールと一斉自主点検を実施すること。
- 2 林業・木材製造業労働災害防止規程に定める伐木・造材作業における安全な作業方法を徹底すること。（第9条～第33条）
- 3 「林材業労働災害防止計画（5か年計画）」における、特別重点事項（3項目）及び重点事項（8項目）を徹底すること。
- 4 林材業リスクアセスメントの導入・実施に取り組むこと。
- 5 高年齢労働者の心身機能や健康状態を把握し、適切な労働災害防止対策と作業管理を行うこと。
- 6 労働者の熟練度に応じた作業方法等に関する適正な教育を徹底すること。

(参 考)

●平成 22 年林業における月別死亡災害発生状況

1月	2月	3月	4月	5月	6月	計
3人	5人	8人	5人	4人	2人	27人

(平成 21 年同期：22人)

●林材業労働災害防止計画（5カ年計画）における林業の重点項目

<特別重点事項>

- (1) リスクアセスメントの普及促進
- (2) かかり木の処理作業における安全な作業方法の徹底
- (3) 高性能林業機械等の大型林業機械による安全作業の徹底

<重点事項>

- (1) 伐木造材、造林作業及び機械集材装置等による集材作業の安全な作業方法の徹底
- (2) チェーンソー作業用防護衣着用の促進
- (3) 刈払機による安全作業の徹底
- (4) 単軌条運搬機による安全作業の徹底
- (5) 労働災害発生時における緊急連絡体制の整備の促進
- (6) 安全管理者等の安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- (7) 低振動工具の使用、作業管理及び健康管理の徹底
- (8) 防蜂網の使用等による蜂刺され災害防止対策の徹底

「林業における死亡災害の増加に対する緊急対策」

事業場の一斉自主点検の実施について

林業・木材製造業労働災害防止協会

林業では、本年に入って1～6月の間に労働災害で27人（速報値）の尊い生命が失われています。これは、昨年と同じ時期に比べて5人も多いという極めて深刻な事態となっています。

当協会では、林業の死亡災害をこれ以上出さないようにするため、会長から会員の皆様に緊急要請をさせていただき、事業場の一斉自主点検の実施をお願いすることといたしました。

これら死亡災害の内容をみてみますと、伐倒作業がらみのものが多く、それも本来作業で守るべき安全確保のための基本的な作業手順を励行していないことに起因するものが多発しています。

また、依然として、かかり木処理等の同種・類似災害の発生を繰り返すなどの傾向にあります。

さらに、高年齢者の死亡災害も多く発生しています。

この一斉自主点検の実施に当たっては、（裏面）「事業場の一斉自主点検表」に基づき自主点検を行い、事業場（事業所及び作業現場）の安全を今一度確認してください。

この結果、「いない」の項目にチェックが付いた場合には、直ちに事業者、労働者が一丸となり改善して、労働災害のない安全な職場づくりに取り組んでください。

また、この点検表を複写して、現場作業者の方々に配布いただき、作業者自身でも作業内容をチェックしてみてください。

自主点検を実施した事業場は、チェックした自主点検表を最寄りの当協会都道府県支部または当協会本部に、ファックスにて報告をしていただきますようお願いいたします。なお、お送りいただいた点検表は、本対策実施目的以外には使用いたしません。

林業・木材製造業労働災害防止協会本部 FAX: 03 (3452) 4984 電話: 03 (3452) 4981

林業・木材製造業労働災害防止協会 都道府県支部

事業場の一斉自主点検表

事業場名		現場名		従業者数	
点検年月日	平成 年 月 日	点検者氏名			

*該当しない項目については、チェックする必要はありません。

	項 目	いる	いない	該当なし
日常的な安全衛生活動	1 常時雇用するすべての労働者について、安全衛生教育を雇い入れ時及び作業内容変更時に実施する仕組みが整っている。			
	2 安全衛生委員会等が定期的に開催されている（日雇労働者を含め常時50人以上の労働者を雇用する事業場に設置する）。 又は、同委員会を設けている事業者以外の事業者は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けている。			
	3 事業所において、労働安全衛生法及びその関係法令を常時見やすい箇所に備え付け、労働者に周知している。			
	4 危険予知活動など、それぞれ事業場にあった安全衛生意識の高揚策がとられ、マンネリ化しないための対策を講じている。			
	5 作業開始前にミーティング（TBM等）を実施するとともに、ヒヤリ、ハット等の報告を行っている。			
機械の安全等	1 機械の導入と更新にあたっては、事前に労働者の意見を聞き、それを反映させるための場が確保されている。			
	2 保護帽、耳栓、保護手袋、保護めがね（チェーンソー作業用防護衣）などが使いやすく、十分な性能があり、必要な数が備えられている。			
	3 事業場（事業所及び作業現場）の整理、整頓、清掃、清潔が行き届いている。			
	4 日常点検（作業開始前、終了後）を毎日、毎週、月例点検等を定期的実施している。			
	5 機械に異常を認めた場合、直ちに補修その他の措置を行っている。			
安全作業	【伐木作業】			
	1 受け口及び追い口を伐倒する立木の直径に応じて、正しく設けて、「つる」を必ず確保している。			
	2 枝がらみ、つるがらみの立木を伐倒する場合には、熟練労働者に行わせている。			
	3 伐倒作業等に際しては、呼子等の定められた合図を励行している。また、指差し呼称を必ず励行している。			
	4 立木を伐倒する場合には、伐倒木の樹高の1.5倍の距離の範囲内に、他の労働者を立ち入らせていない。			
	5 かかり木処理作業は、フェリングレバー、けん引具などの機械器具を使用して、適切なかかり木処理を行っており、禁止事項は厳守している。			
	【刈払機作業】			
	1 急傾斜地での刈払機作業は行わず、鎌などを用いて手刈りで行っている。			
	2 キックバックを防止するため、往復刈りはしないように作業を行っている。			
	3 傾斜地は滑りやすいので、履き物はスパイク付きのものを履いて行っている。			
4 刈払機を用いて作業を行う場合は、労働者から5メートル以内を危険区域とし、この区域に他の労働者を立ち入らせないこととしている。				
5 作業中の労働者に近づくときには、合図を行い、刈払機が刈刃が停止したことを確認した上で近づいている。				
安全衛生教育等	1 チェーンソーを用いて作業を行う労働者に対しては、特別教育を実施している。			
	2 機械集材装置を運転する労働者に対しては、特別教育を実施している。			
	3 林内作業車を操作する労働者に対しては、安全教育を実施している。			
	4 刈払機を用いて作業を行う労働者に対しては、安全衛生教育を実施している。			
	5 全作業について、リスクアセスメントを実践している。			